

## 令和7年3月市議会定例会議

### 総務常任委員会資料

1. 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
及び福島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 【人 事 課】
2. 福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件中、総務部所管分 【人 事 課】
3. 福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件 【人 事 課】
4. 松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、総務部所管分 【人 事 課】

総 務 部

(議案第25号)

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び福島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

## 1. 条例改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「法」という。）の一部が改正されたことから、所要の改正を行うもの。

## 2. 条例改正の概要

### (1) 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

○男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境を整備することを目的に、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、時間外勤務の免除制度の対象となる育児を行う職員の範囲を拡大する。(第8条の2第2項関係)

| 改正後                     | 改正前                      |
|-------------------------|--------------------------|
| <u>小学校就学前</u> の子を養育する職員 | <u>3歳になるまで</u> の子を養育する職員 |

### (2) 福島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

○育児にかかる部分休業の承認を規定する第8条第3項中、介護をするための時間の定義を引用する法の条項を整理する。

改正後：法律第61条の2第20項

改正前：法律第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項

(3) 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正

○福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に定める定年前再任用短時間勤務職員に関する規定を暫定再任用職員にも適用する規定中、暫定再任用職員の定義を引用する地方公務員法の一部を改正する法律の条項を整理する。

改正後：同法附則第9条第2項

改正前：同法附則第9条第3項

3. 条例の施行予定日

令和7年4月1日施行

(議案第26号)

福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件中、総務部所管分

地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例  
福島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例  
福島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例  
福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
福島市職員の退職手当に関する条例  
福島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

1 条例改正の趣旨

令和6年人事院勧告において国家公務員の給与制度のアップデートが示され、福島県において人事院勧告に準じて見直すことを踏まえ、本市においても、福島県を参考に給与制度の見直しを行うほか、令和7年4月1日付け組織機構改正に伴う所要の改正を行う。

2 条例改正の概要

(1) 月例給関係

- ① 民間人材等を採用する際の給料水準を上げる。
- ② 行政職8級である職員等については、職責重視の給料体系へ見直しを行う。
- ③ 医師職員に対して支給する初任給調整手当の上限額を上げる。

(2) 諸手当関係

・扶養手当 配偶者にかかる手当を廃止し、子にかかる手当を増額する。(令和8年度まで段階的に実施)

| 区分       |            | 現行      | 令和7年度   | 令和8年度   |
|----------|------------|---------|---------|---------|
| 配偶者      | 行政職給料表7級以下 | 6,500円  | 3,000円  | 廃止      |
|          | 行政職給料表8級   | 3,500円  | 廃止      |         |
| 子(1人当たり) |            | 10,000円 | 11,500円 | 13,000円 |

- ・地域手当  
首都圏等の民間賃金が高い地域に勤務する本市職員に対して、国の基準に基づき支給する。
  - ・通勤手当  
民間の状況や職員の経済的負担軽減を図るため、交通機関利用にかかる運賃相当限度額を上げる。  
【改正前】35,010円／月 → 【改正後】36,160円／月（1,150円の引上げ）
  - ・単身赴任手当  
人材確保の観点から、採用時から単身赴任手当の支給を可能とするよう見直しを行う。
  - ・管理職員特別勤務手当  
管理職員の勤務実態を考慮し、平日深夜にかかる支給対象時間帯を拡大する。  
【改正前】午前0時から午前5時まで → 【改正後】午後10時から翌日の午前5時まで
- (3) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当関係  
処遇改善を図る観点から、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に対し、住居手当及び寒冷地手当の支給を可能とするよう見直しを行う。  
（参考）定年前再任用短時間勤務職員：60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職で採用された職員  
暫定再任用職員：定年退職日以降から65歳までの間で採用された職員
- (4) 令和7年4月1日付け組織機構改正関係  
給与条例において、特殊勤務手当の支給対象職員等を規定する「別表第3」中、所属名の改正を行う。
- 3 条例の施行予定日  
令和7年4月1日施行  
※2-(1)-③は、福島県に準じて 令和6年4月1日適用

(議案第27号)

## 福島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

### 1 条例改正の趣旨

雇用保険法等の一部改正により、国家公務員退職手当法の一部が改正され、退職した国家公務員への「失業者の退職手当」の給付内容の見直しが行われることから、その内容に準じて、所要の改正を行う。

失業者の退職手当：雇用保険法の「失業等給付」に準じて、退職手当の額が「失業等給付」の相当額に満たない場合に、その差額分を限度として支給する手当

### 2 条例改正の概要

#### (1) 就業手当廃止に伴う整理

失業等給付の1つで、1年未満の非正規雇用職に就業した際などに支給される「就業手当」が廃止されることに伴う当該手当に関する規定の削除及び引用条項等の整理

#### (2) 地域延長給付の適用期間の延長

倒産や解雇等により離職した者で、雇用機会が不足する地域に居住する者に対する基本手当の給付日数を延長する暫定措置が2年間延長され、令和9年3月31日までとされたことに伴う改正

#### (3) 条例の施行予定日

令和7年4月1日施行 (国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行日に合わせる)

(議案第33号)

松陵義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件中、総務部所管分

## 1 条例改正の趣旨

松陵義務教育学校の開校に合わせ、小中学校にかかる定義規定を統一して整理する改正を行う。

## 2 条例改正の概要（総務部所管）

(1) 福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）

・ 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する条項

【改正前】 小学校

【改正後】 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）

(2) 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）

・ 学校薬剤師に関する条項

【改正前】 小学校、中学校又は特別支援学校

【改正後】 小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校

## 3 条例の施行予定日

令和7年4月1日施行